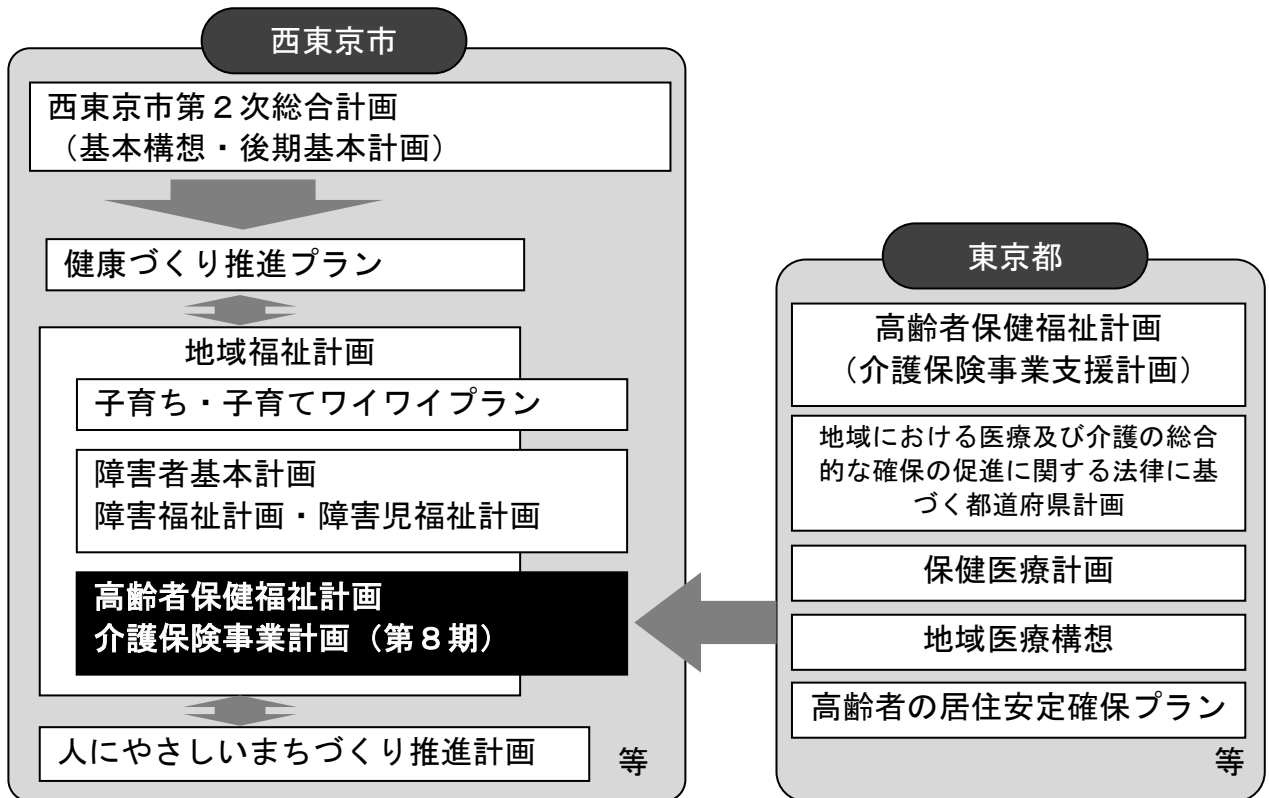


## 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の検討に当たって

### （1）計画の位置付け

- 本計画は、西東京市第2次総合計画（基本構想・後期基本計画）や地域福祉計画を上位計画とし、高齢者施策に関する個別計画として位置付けられます。
- 地域福祉計画は、健康づくり推進プランと相互に調和を図りながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画だけでなく、子育て・子育てワイワイプラン、障害者基本計画など各種保健福祉計画を総合的に推進するために定められています。
- その他、人にやさしいまちづくり推進計画、東京都の各種高齢者関連計画等との整合性を図りながら、本計画を策定します。



### （2）高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係

- 西東京市の高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定される老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（老人福祉事業）の供給体制の確保に関する計画です。老人福祉法では、老人福祉事業の量の目標を定めるとともに、その量の確保のための方策について定めるよう努めるものとされています。
- 西東京市の介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。介護保険給付サービス量の見込とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容について、国が定める基本指針を踏まえて策定します。

- 「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」は、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定するものです。計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3か年とします。

**(3) 高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会について**

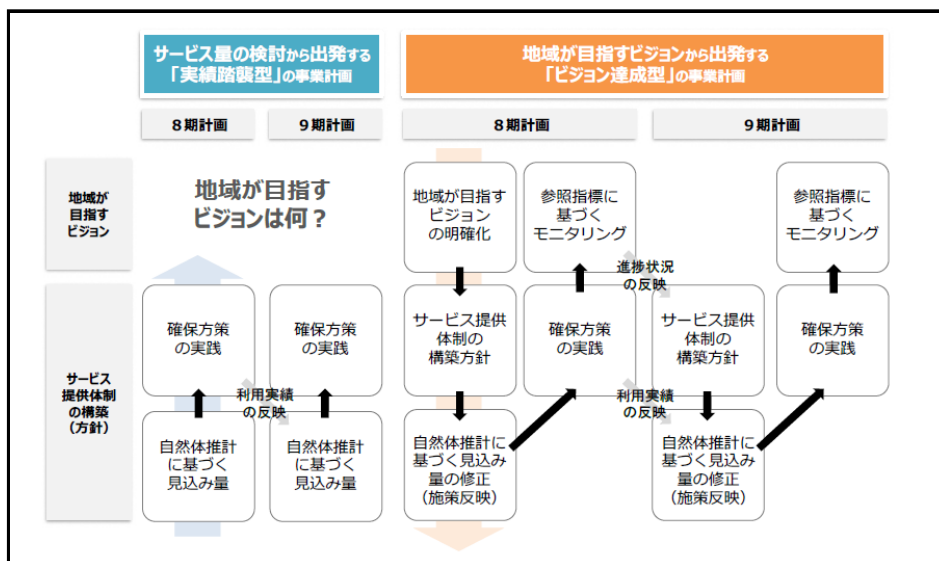
- 高齢者保健福祉計画検討委員会は、西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱に基づき設置される機関であり、高齢者保健福祉施策について広く検討します。
- 介護保険運営協議会は、介護保険条例に基づき設置される機関であり、計画策定時には主に介護給付等対象サービスの必要量・給付量・事業量の見込を検討します。

**(4) 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の構成について**

第7期計画の例		
<b>基本理念</b>	いつまでもいきいきと 安心して暮らせるまち 西東京市 ～みんなで支え合うまちづくり～	「基本理念」は計画の目指す姿、将来像であり、この理念の実現に向けて取組を進めます。
<b>基本方針</b>	1) 自分らしく過ごせるまちの実現 2) 安心・安全なまちの実現 3) 地域での生活を支えるしくみづくり 4) 在宅療養体制の充実 5) 介護保険サービスの充実 6) 誰もが健やかに暮らすしくみづくり 7) 地域の力を引き出すしくみづくり	「基本方針」は「基本理念」を実現するための取組の柱となるものです。この柱に沿って、具体的な施策を展開していきます。
<b>重点施策</b>	1 いつまでも元気に暮らすための取り組み ▶フレイル予防の推進 ▶介護支援ボランティアポイント制度・市独自基準の訪問型サービス 2 地域の力を活かした支え合いの取り組み（認知症の人とその家族の支援を含む） ▶認知症サポーターの育成支援・認知症初期集中支援チーム事業・認知症カフェの普及 ▶ささえあいネットワーク事業・生活支援体制整備事業 3 在宅療養の推進 ▶多職種連携による顔の見える関係づくりの構築 ▶在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発 ▶在宅療養者の安心できる体制の充実	「重点施策」はこの計画で特に重点的に取り組むとした施策です。

(5) 第8期計画の検討に当たって

- 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、第6期計画（平成27年度～平成29年度）から地域包括ケアシステムの構築を本格化させてきました。
- 平成29年度の介護保険法の改正に伴い、平成30年度からの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に移行する平成37年（2025年）の超高齢社会の姿を念頭に、長期的な視点に立って、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱に、高齢者施策を進めることになっています。
- そこで、第7期計画（平成30年度～平成32年度（令和2年度））では、この地域包括ケアシステムを市の高齢者の実情を踏まえて深化させ、複雑、多様化する地域の諸課題に総合的に対処するとともに、今後の西東京市の超高齢社会の姿を視野に入れて策定しました。
- 西東京市では、平成27年度に策定した「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、『健康』応援都市の実現を基軸として掲げて、まちづくりを推進しています。この『健康』応援都市とは、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野においても、市民の健康、まち全体の健康を推進するものです。
- この『健康』応援都市の実現及び「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが安心して暮らせるまちとなるように、行政、専門職、そして市民が協働して、地域全体で支え合うまちづくりを行うことを目指し、第7期計画では「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市 ～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念として定めて施策を進めています。
- 一方で、平成31年3月発行の『介護保険事業計画における施策反映のための手引き』（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）によれば、「ビジョン達成型」の計画の作成プロセスが示されました。
- 「ビジョン達成型」は、従来の過去の実績を踏襲した計画策定のプロセスが地域の目指すビジョンの達成（基本理念に当たります）につながるとは限らないという観点から、地域が目指すビジョンを達成するためには、まずそれを明確化した後に、その達成を見据えた提供体制の構築方針を検討した上で、策定を進めていくというものです。



(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「介護保険事業計画における施策反映のための手引き～目指すビジョンを達成するためのサービス提供体制の構築～」(平成31年3月)

- これらを踏まえ、西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）においては、これまでの取組の継続性と長期的な視点に立つ必要性から、第7期計画の基本理念である「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市 ～みんなで支え合うまちづくり～」を仮のビジョンとして設定させていただきます。
- このビジョンを踏まえ、まずは各種調査の検討や結果の分析、ひいては計画の策定を進めていきたいと考えています。議論を進めていく中で、変更すべき部分が出てきた際は、適宜対応していきます。
- 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会では、基本理念の実現に向けて、取組の柱である基本方針、基本方針に沿った施策の展開、その中から重点施策を検討します。